

立川市職員および事業者等の皆様が遵守すべき事項

★立川市では、過去の不正入札事件への反省から、コンプライアンスへの取組みを強化してきました。その一つに、「立川市職員倫理条例・規則」の制定があります。ここでは、市職員の守るべきルール（「禁止行為」・「報告手順」等）が具体的に定められ、不正行為はもちろんのこと、市民の皆様からの疑念が生じないように、職員一丸となって取り組んでいます。

★以下に、「立川市職員倫理条例・規則」で定められている項目の中から、事業者等の皆様との関係について定めた部分を抜粋いたします。

立川市のコンプライアンスへの取組みをご理解いただき、今後とも公正な職務の執行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

立川市職員の禁止行為（抜粋）

- 金銭、物品または不動産の贈与を受けてはならない。
（広く一般に配布する宣伝用の物品・記念品は禁止行為の例外です）
- 金銭の貸付けを受けてはならない。
- 金銭の借入れまたは不動産の賃借において利害関係者を保証人としてはならない。
- 無償で物品または不動産の貸付けを受けてはならない。
- 無償でサービス（役務）の提供を受けてはならない。
- 未公開株式を譲り受けてはならない。
- 供応接待（飲食等のもてなし）を受けてはならない。
（高価でない茶菓は禁止行為の例外です）
- 一緒に旅行やゴルフ等をしてはならない。
（親族、学生時代の友人など私的な関係がある場合は、認められるケースもあります）
- 一緒に飲食してはならない。
（酒類を除く簡素な飲食で、飲食代を自己負担する場合は、認められるケースもあります）

事業者等の禁止行為（抜粋）

- 暴力、脅迫等により、業務を妨害したり、職員に危害を加えたりする行為。
- 合理的な理由がなく、一部に対して有利または不利益な取り扱いを求めるもの。
- 合理的な理由がなく、権利の行使の阻害や不作為などを求めるもの。
- 職務上の秘密の漏示を求めるもの。

★次ページ以降に、「職員倫理条例・規則」の詳細についてお知らせいたします。

職員倫理条例の概要

制定の主旨（第1条関連）

立川市職員倫理条例は、職員が全体の奉仕者として職務を公正に遂行し、市民の信頼と負託に応えるよう、職務上はもとより、日常生活においても遵守しなければならない公務員倫理の根本的な基準と、その徹底に向けた仕組みづくりなどを規定したものです。

適用対象（第2条関連）

条例の適用を受ける職員は、常勤の一般職（正規職員）はもちろんのこと、市長、助役、収入役、執行機関の長及び委員、附属機関の委員、嘱託職員等の特別職、臨時職員を含めた全職員です。ただし、議員については、「立川市議会議員政治倫理条例」の適用を受けるため、この条例の適用対象からは除いてあります。

倫理原則（第3条関連）

市民から信頼され、公正に職務を遂行するために、

1. 全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民に対し不当な差別的対応をしない
2. 公正な職務の遂行を損なう行為に対し、厳正に対処する
3. 職務や地位を私的利益のために利用しない
4. 利害関係者から、贈与等を受けない
5. 公共の利益増進のため、職務に専念する
6. 信用を失墜するような行為をしない

責務（第4～6条関連）

〈管理職員〉…率先して服務規律の確保や公正な職務の遂行に努める。また、所属職員の行動について適切に指導監督する。

〈任命権者〉…職員の職務上の行為に常に注意を払うとともに、倫理保持や公正な職務遂行のために、職員に対する研修等必要な措置を講じる。

〈市民・事業者〉…職員に対して、公正な職務の遂行を損なう行為をしない。

倫理保持の状況公表（第7条関連）

職員の職務に係る倫理保持の状況や講じた措置について、公表する。具体的には、9条・10条で定める贈与等報告書や倫理審査案件報告書の提出件数のほか、関連する研修の実施状況や制度の改正等について公表していく予定です。

倫理規則の制定（第8条関連）

職員の倫理保持を図るため、必要な事項を規則で定めます。具体的には、利害関係者の範囲、利害関係者との禁止行為及びその例外行為、公正な職務の遂行を損なう行為などについて規定します。

贈与等の報告（第9条関連）

職員は、事業者等から以下のような贈与等や報酬の支払いを受けた場合は、任命権者等に「贈与等報告書」を提出しなければなりません。

1. 金銭、物品等財産上の利益の供与や供応接待を受けたとき
2. 事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払いを受けたとき

公正な職務の遂行を損なう行為等の報告（第10条関連）

公正な職務の遂行を損なう行為があったときや、そのおそれのある行為があったときは、管理職員等（管理職員または任命権者）に報告しなければなりません。また、管理職員等は、こうした報告があった場合には、必要な措置を講じるとともに、立川市職員倫理審査会へ「倫理審査案件報告書」を提出することが必要です。

職員倫理審査会の設置（第11条関連）

職員倫理の実態やその徹底に向けた方策などを審査・審議する第三者機関として、「立川市職員倫理審査会」を設置します。審査会は、以下の事項について、市長に報告し、意見を述べることができます。

1. 条例・規則の改廃
2. 倫理保持に関する調査研究及び企画
3. 贈与等報告書及び倫理審査案件報告書の審査
4. 警告、市民への公表等の措置
5. 条例・規則の円滑かつ適正な運用

警告（第12条関連）

第10条に規定する公正な職務の遂行を損なう行為が何度も繰り返されたり、悪質な場合などの際に、審議会の意見を聴いて、市長は警告や市民への公表を実施することができます。



利害関係者の範囲

「利害関係者」とは、あなたが職務として携わる事務の相手方で、以下の①～⑧に該当する者をいいます（規則第5条第1項）。ただし、下記の①に該当する、いわゆる登録業者については、ご自身の職務上の関係業者等であるかどうかにかかわらず、立川市の全登録業者を利害関係者とみなします。

《事業者等とは》

法人（法人でない社團または財団で代表者または管理人の定めのある者を含む）および事業を営む個人並びに当該法人および事業を営む個人の事業の利益のためにする行為を行う場合の役員、従業員、代理人その他の者をいいます。なお、「個人」とは、事業を行っていない個人を指します。

《嘱託職員や臨時職員等における利害関係者は》

執行機関や附属機関の委員、嘱託職員、臨時職員等については、①の登録業者も含め、①～⑧に該当する事業者等や個人のうち、職務遂行上、直接関連する事業者等や個人についてのみ利害関係者とみなします。

① 市の入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

〈関係法令等〉… 地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札および指名競争入札
〈解釈等〉… いわゆる「登録業者」のことで、約4,500社あります。

② 市との間において契約を締結している事業者等や個人

〈関係法令等〉… 地方自治法第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約
〈解釈等〉… 契約の申し込みをしている事業者等や個人、契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等や個人も含まれます。

③ 許認可等を受けて事業を行っている事業者等および許認可等の申請をしている事業者等や個人

〈関係法令等〉… 行政手続法第2条第3号、立川市行政手続条例第2条第5号
〈解釈等〉… 許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等や個人も含まれます。

④ 補助金等の交付を受けて事務・事業を行っている事業者等や個人

〈関係法令等〉… 立川市の各条例、規則、要綱等
〈解釈等〉… 補助金等の交付の申請をしている事業者等や個人、補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等や個人も含まれます。

⑤ 立入検査または監査の対象となる事業者等や個人

〈解釈等〉… 「立入検査」とは、職員が行政法規の執行を確保するため、監督的な立場において、監督を受ける事業所、工場等に質問のためまたは帳簿書類その他の物件検査のために立ち入ることをいいます。「監査」とは、主として監督的見地から事務もしくは事務の執行または財産の状況を監査し、その正否を調べるものをいいます。

⑥ 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等や個人

〈関係法令等〉…行政手続法第2条第4号、立川市行政手続条例第2条第6号

〈解釈等〉…「不利益処分」とは、特定の者に義務を課す、またはその権利を制限する処分をいいます。不利益処分に係る手続きが進行中の場合の名あて人となるべき者も利害関係者です。

⑦ 法令または行政指導により、現に一定の作為・不作為を求められている事業者等や個人

〈関係法令等〉…（法令）立川市行政手続条例第2条第1号・第2号

（行政指導）行政手続法第2条第6号、立川市行政手続条例第2条第8号

〈解釈等〉…「行政指導」とは、市の機関がその任務または所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいいます。

⑧ ①～⑦のほか、市に具体的作為・不作為を求めている、あるいは市から具体的作為・不作為を求められている事業者等や個人（明らかな場合を含む）。

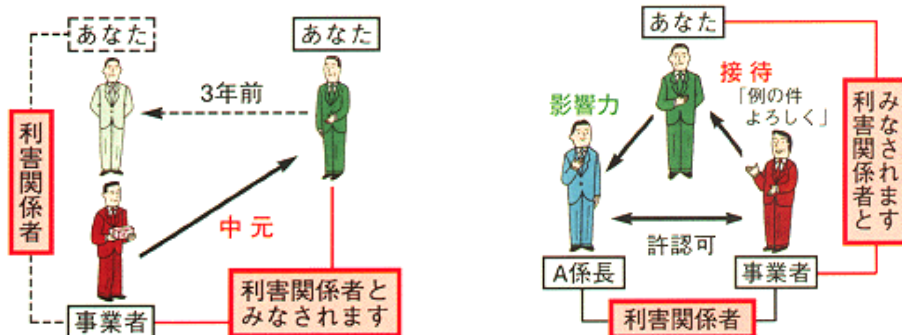
〈解釈等〉…上記の①～⑦の各項目の事務以外でも、市と具体的作為・不作為に関連した関係があれば、当該事業者等や個人も利害関係者とする趣旨です。

上記の②～⑧に該当する者であっても、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者については、利害関係者とはみなしません（規則第5条第2項）

【例】納税課職員における納税義務者、子育て推進課職員における児童手当受給者など。

【こうした場合も利害関係者とみなされます】

- 過去3年間にあなたが職務についていたときの利害関係者も、現在のあなたの利害関係者とみなします（規則第5条第3項・下図左参照）。なお、この規定は退職後は、適用しません（再雇用職員等を除く）。
- 他の職員の利害関係者が、あなたにその職員への影響力を行使させることによって、自己の利益を図るためにあなたと接触していることが明らかな場合は、その職員の利害関係者もあなたの利害関係者とみなします（規則第5条第4項・下図右参照）。



利害関係者との禁止行為

利害関係者との間において、以下のような行為を行うことは「禁止行為」（規則第6条第1項）に該当するため、固く禁じています。ただし、例示しているように、禁止行為の例外として許される行為（規則第6条第2項）もありますので、よくご確認ください。

また、禁止行為であっても友人等私的な関係等に基づいて行われるものについては、例外として取り扱う場合もあります（規則第7条）。

■ 金銭、物品または不動産の贈与を受けてはならない

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 広く一般に配布するための宣伝用の物品・記念品を受け取ること。
【例】会社の名入りカレンダーやタオル、企業の創立〇年を記念して作成された記念品を受け取るような場合
- 職務として出席する多数の者による会合等において、広く参加者に配られる記念品を受け取ること。
- 結婚披露宴を行う際に、親や配偶者との関係に基づいて出席した利害関係者から祝儀を受け取ること。
- 親の葬儀の際に、亡くなった親との関係に基づいて参列した利害関係者から香典を受け取ること。
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、金銭・物品等の贈与を受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限る）。

■ 金銭の貸付けを受けてはならない

金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を払っても許されません。なお、業として行われる貸付けについては、通常の金融取引とは異なる無利子のものや利子の利率が著しく低いものに限り、禁止行為に該当します。

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けること。
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、金銭の貸付けを受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限る）。

■ 金銭の借入れまたは不動産の賃借において利害関係者を保証人としてはならない

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者を、金銭の借入れまたは不動産の賃借において保証人としてすること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限る）。

■ 無償で物品または不動産の貸付けを受けてはならない

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供された文房具等を使用すること。
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、無償で物品または不動産の貸付けを受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限る）。

■ 無償でサービス(役務)の提供を受けてはならない

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 職務として利害関係者を訪問した際に、バスやタクシーが利用困難な場合や限られた時間で多くの場所を訪ねる必要がある場合など、合理的な理由があるときに、利害関係者の社用車などを利用すること。
- 利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合や自分の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者の追加的負担もないときに、そのタクシーに便乗すること。
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、無償でサービスの提供を受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限る）。

■ 未公開株式を譲り受けてはならない

未公開株式の譲り受けは、有償、無償を問わず禁止されています。

■ 供応接待(飲食等のもてなし)を受けてはならない

飲食によるもてなしのほか、ゴルフ、観劇などによるもてなしも含まれます。また、

利害関係者以外の第三者が費用を負担する場合でも、利害関係者と飲食を共にすることは禁止されています。

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から飲食物の提供を受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります）。
【例】学生時代から懇意にしている先輩からご馳走してもらうような場合

■ 一緒に飲食してはならない

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 自己の費用を負担し、酒食以外の簡素な飲食（1,000円以内）を共にすること。
- 職務として出席した会合等において、自己の費用を負担し、飲食を共にすること。ただし、簡素な飲食以外の飲食または酒食で、多数の者が出席する会合等以外の場合は、管理職員等が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められたものに限る。

職務区分	自己負担	茶菓	簡素な飲食 (酒食を除く1,000円以内の飲食)	簡素な飲食以外の飲食または酒食	
				多数の者が出席する会合等	左記以外の会合等
職務上	有	○	○	○	○ (許可が必要)
	無	○	×	×	×
職務外	有	○	○	×	×
	無	○	×	×	×

○＝公務員としての高い倫理意識を持つ中での行動であれば可能です。

×＝禁止行為に当たります。

【多数の者が出席する会合等とは】

20名程度以上の者が出席する会合またはそれに準ずるもの。ただし、全員が利害関係者に当たるような業界団体等の会合等については、20名以上の参加者があっても、多数の者が出席する会合等にみなしません。

■ 一緒に旅行やゴルフ等をしてはならない

自分の費用を負担する（割り勘にする）場合でも、利害関係者と一緒に旅行や遊技（麻雀など）、ゴルフ等をしてはいけません。

《禁止行為の例外（許される行為）》

- 公務出張の際に、利害関係者が調査団の一員として同行したり、説明員として随行したりする場合。
- 会員となっているゴルフクラブでプレーする際、ゴルフクラブの指定によりたまたま利害関係者に該当する会員と一緒に組になる場合
- 所属部局のOB会のゴルフコンペ（参加者が多数で利害関係者に該当するOBが数名の場合）で、たまたま利害関係者に該当するOBと一緒に組になる場合
- 親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者と共に旅行またはゴルフ等をする場合（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題のない場合に限ります）



【こうした場合も贈与を受けたものとみなされます】

- 利害関係者から、物品・不動産を購入した場合や貸付けを受けた場合、またはサービスの提供を受けた場合、その対価の額・使用料が通常の一一般の価額に比して著しく低いときは、その差額について、金銭の贈与を受けたものとみなします（規則第6条第3項）。

【偶然性および不可抗力による禁止行為の例外】

- 以下の事例のように、禁止行為に当たるが、その行為が偶然性や不可抗力によるもの場合は、例外として許されることがあります。
 - 旅行会社が主催するツアーに参加したところ、たまたま参加者の中に利害関係者がいた場合
 - 職場仲間と飲みに行った居酒屋で、利害関係者とたまたま席を隣り合わせた場合

【私的な関係を有する者等との間における禁止行為の例外】

- 利害関係者が私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）を有する者である場合は、上記の禁止行為について、例外として許されることがあります（規則第7条第1項）。具体的には、親戚や友人、恩師、近隣の居住者などです。
- かつて同じ部課等で勤務した関係や派遣されて研修を同時に受けた関係があって、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席し、自己の費用を負担する場合は共に飲食をすることができます（規則第7条第2項）。

【利害関係者以外の者等との間における禁止行為】

- 利害関係者でなくても、供応接待を繰り返し受けるなど、通常一般の社交の程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることはできません（規則第8条）。

贈与等の報告

職員は、事業者等から贈与等や報酬の支払いを受けたときで、贈与等の価額が1件1,000円を超える場合（推計される場合を含む。冠婚葬祭等における場合は、下記注2のとおり）は、任命権者に対し、贈与等報告書（15P・様式第1号）を提出しなければなりません。

【贈与等】…事業者等から受けた金銭、物品その他財産上の利益、供応接待

【報酬】…事業者等と職員の職務上との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬（講演等の報酬を指すが、立川市ではこの場合、職務命令として行うので、通常は報告書の提出はない）

《贈与等の報告の場合における「事業者等」とは》

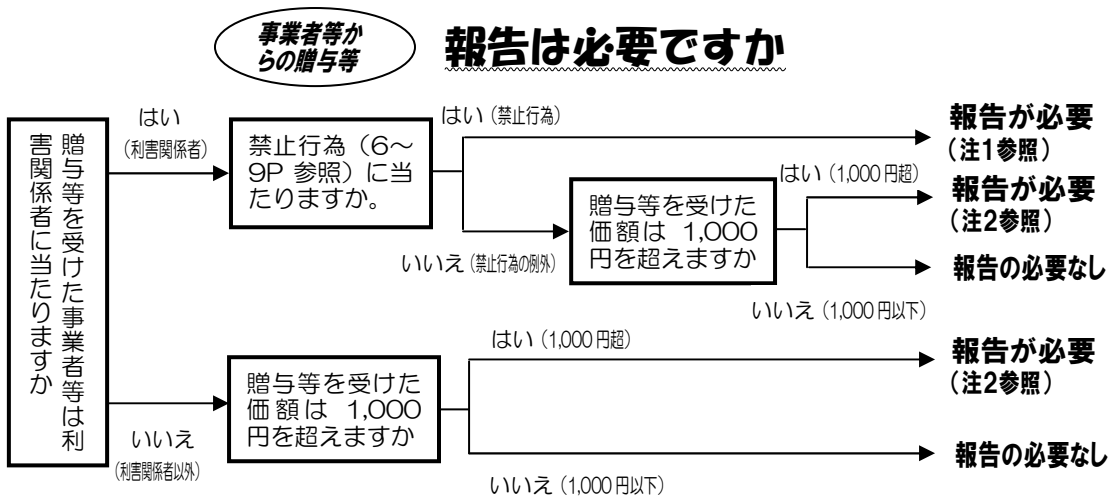
この条例や規則における「事業者等」とは、4Pにあるように、法人や事業を営む個人等となりますが、贈与等の報告においては、この「事業者等」の中に、議員や第5条に定める利害関係者となる個人（4～5P参照）も含まれます。したがって、こうした方から贈与等を受けた場合には、「事業者等」に加えて報告の対象となります（規則第3条）。

《利害関係者に当たらない事業者等からの贈与等でも、報告書を提出するのですか？》

贈与等の価額が1件1,000円を超える場合は、利害関係のあるなしに関わらず、報告書は提出していただくことになります。本来、利害関係者に当たる事業者等から贈与等を受けることは、規則で定める「禁止行為」に当たりますので、報告書が提出されることは通常ないと考えています。したがって、実際には、利害関係者でない事業者等、あるいは利害関係者に当たる事業者等であるが、「禁止行為の例外」により贈与等を受けたときで、その価額が1,000円を超えた場合に、報告書が提出されるものと考えています。

《嘱託職員、臨時職員等も報告書を提出するのですか？》

執行機関や附属機関の委員、嘱託職員、臨時職員等については、利害関係者に当たる事業者等から贈与等を受けた場合、つまり「禁止行為」あるいは「禁止行為の例外に当たる行為」を行った場合についてのみ、報告書を提出していただくことになります。



注1 禁止行為に当たりますので、1,000円以下であっても、所属長へ口頭での報告は行うこと。

注2 冠婚葬祭等における祝儀、香典、供花、その他これに類するものについては、社会通念上の儀礼の範囲内の額であれば、1,000円を超えても報告の必要はありません。なお、近所付き合いにおける、おみやげ等のやり取りについても、同様です。

公正な職務の遂行を損なう行為等の報告

職員は、公正な職務の遂行を損なう行為があったとき、またはそのおそれがある行為があった場合には、その旨を管理職員等に報告しなければなりません。また、報告を受けた管理職員等は、必要な措置を講じるとともに、倫理審査案件報告書（16P・様式第2号）を立川市職員倫理審査会に提出することが必要です。

【公正な職務の遂行を損なう行為】

- 暴力、脅迫等により、業務を妨害したり、職員に危害を加えたりする行為
- 職員に公正な職務の遂行を損なう行為を求める不当な働きかけ

※「そのおそれのある行為」とは

上記に準じる行為であって、明らかに公正な職務の遂行を損なう行為かどうかその場では判断ができないもので、将来、上記の明白な行為に結びつく可能性のあるもの。



《「不当な働きかけ」とは》

- 合理的な理由がなく、一部に対して有利または不利益な取り扱いを求めるもの
- 同じく、権利の行使の阻害や不作為などを求めるもの
- 職務上の秘密の漏示を求めるもの

上記のような行為を求める、促す、示唆することなどが「不当な働きかけ」に該当します。

(具体的には)

- 市が行う許認可等、契約や入札に関し、特定の事業者等や個人のために有利になるような取り扱いを求める行為
- 職員の採用、昇任、降任、転任などの人事に関し、公正さを阻害するような行為
- 個人情報をはじめとする職務上の秘密事項に関し、法令に反してその漏示を求める行為
- 市が行おうとしている不利益処分に関し、当該名あて人となるべき事業者等や個人のために有利な取り扱いを求める行為
- その他、法令等に反する行為であって、当該行為により特定の事業者等や個人が有利または不利益となる取り扱いを求める行為